

【広報資料】

平成30年の「不正行為」について

平成30年の「不正行為」について

平成29年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたところ、出入国在留管理庁においては、技能実習法の経過措置により、技能実習法の施行後であっても旧制度が適用されるものについては、技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、引き続き「不正行為」を行ったと認められる旨を通知している。当該「不正行為」が技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間（不正行為の内容に応じて5年、3年、1年の期間が定められている。）を経過するまで、技能実習法に規定する欠格事由に該当し、技能実習生の受入れは認められないこととなる。

平成30年に技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成30年に「不正行為」を通知した機関は112機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が1機関（0.9%）、団体監理型が111機関（99.1%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が7機関（6.3%）、実習実施機関が104機関（93.7%）である。

平成29年の213機関と比較すると47.4%の減少、平成28年の239機関と比較すると53.1%の減少であり、平成27年から3年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
企業単独型		0	0	0	3	2	3	1
団体 監理型	監理団体	9	20	23	32	35	27	7
	実習実施機関	188	210	218	238	202	183	104
計		197	230	241	273	239	213	112

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関、平成29年の3機関に続き、平成30年は1機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成30年に「不正行為」を通知した7機関のうち6機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成28年	平成29年	平成30年
事業協同組合	33	26	6
農業協同組合	0	1	1
商工会	2	0	0
その他の団体	0	0	0
計	35	27	7

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数 (表3)

平成30年に「不正行為」を通知した104機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が46機関(44.2%)を占め、次いで、「農業・漁業関係」が33機関(31.7%)と続いており、この2業種でおよそ4分の3を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成28年	平成29年	平成30年
繊維・衣服関係	61	94	46
農業・漁業関係	67	39	33
建設関係	38	14	12
食品製造関係	13	15	3
機械・金属関係	14	9	2
その他	9	12	8
計	202	183	104

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数 (表4, 5)

平成30年に「不正行為」を通知した112機関について、類型別にみた通知件数は、171件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数は一致しないもの。),「貸金等の不払」が82件(48.0%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が38件(22.2%),「保証金の徴収等」が16件(9.4%)と続いている。

また、「貸金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は94件(55.0%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度の施行当時に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	38	38	0	10	10	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	51	51	0	10	10	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	94	94	0	73	73	0	38	38
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	143	0	4	148	0	4	87
	旅券・在留カードの取上げ		16			2			1	
	賃金等の不払		121			139			82	
	人権を著しく侵害する行為		6			3			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	1	12	0	0	8	0	0	6
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		11			8			6	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	18	18	0	6	6
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	13	13	0	24	24	0	12	12
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	3	3	0	1	1	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		3	3		16	16
	講習期間中の業務への従事		2	2		3	3		1	1
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
	計	0	383	383	0	299	299	0	171	171

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成30年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	0	1	1
賃金等の不払	1	0	81	82
人権を著しく侵害する行為	0	0	0	0
偽変造文書等の行使・提供	0	4	34	38
保証金の徴収等	0	0	16	16
講習期間中の業務への従事	0	0	1	1
二重契約	1	0	0	1
技能実習計画との齟齬	0	1	2	3
名義貸し	0	0	0	0
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」	/	6	/	6
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	6	6
労働関係法令違反	0	0	12	12
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	1	0	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	2	12	157	171

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成30年に「不正行為」を通知した1機関について、類型別にみた通知件数は、2件である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	3	3	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0		0	0		0	0		0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	3	0	0	0	0	0	1
	旅券・在留カードの取上げ		1			0			0	
	賃金等の不払		1			0			1	
	人権を著しく侵害する行為		1			0			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等		1	1		0	0		0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	4	4	0	3	3	0	2	2

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成30年に「不正行為」を通知した7機関について、類型別にみた通知件数は、12件である。「監査、相談体制構築等の不履行」が6件（50.0%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が4件（33.3%）、「技能実習計画との齟齬」及び「再度の不正行為」がそれぞれ1件（8.3%）と続いている。

（表7）監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
		旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	3	3	0	3	3	0	1	1
名義貸し	名義貸し	0	4	4	0	1	1	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	22	22	0	4	4
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	10	0	0	4	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		3			1			0	
	賃金等の不払		6			3			0	
	人権を著しく侵害する行為		1			0			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	11	0	/	8	0	/	6
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		11			8		6		
	行方不明者の多発		0			0		0		
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	2	2	0	0	0	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	1	1	/	1	1	/	0	0
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	2	2	/	0	0
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	59	59	0	41	41	0	12	12

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成30年に「不正行為」を通知した104機関について、類型別にみた通知件数は、157件である。「賃金等の不払」が81件（51.6%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が34件（21.7%）、「保証金の徴収等」が16件（10.2%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	35	35	0	7	7	0	2	2
名義貸し	名義貸し	0	47	47	0	6	6	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	68	68	0	51	51	0	34	34
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	130	0	4	144	0	4	86
	旅券・在留カードの取上げ		12			1			1	
	賃金等の不払		114			136			81	
	人権を著しく侵害する行為		4			3			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	22	22	0	18	18	0	6	6
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	13	13	0	24	24	0	12	12
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	16	16
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	1	1	/	1	1
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	320	320	0	255	255	0	157	157

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成30年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 地方入国管理局が労働基準監督署と合同で調査を行った結果、縫製業を営む実習実施機関2社が、技能実習生合計16名に対し、約1年8か月間に渡り、時間外労働に対する賃金を時給200～500円に設定していたことが判明し、不払の総額は2社16名分を合わせて約1,277万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 地方入国管理局と労働基準監督署の合同調査を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関2社（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の賃金台帳を地方入国管理局に提出した。

○ 保証金の徴収等

「保証金の徴収等」とは、技能実習生が従事する技能実習に関連して、技能実習生やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合である。

【事例】 農業を営む実習実施機関15機関は、時間外労働に係る割増賃金を技能実習生名義の口座ではなく、実習実施機関の代表者又はその親族名義の口座に振り込むなどしており、技能実習生の財産を管理した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 地方労働局からの通報を端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、有効な時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結することなく、最長で1か月当たり約225時間の違法な時間外労働を行わせたことが判明した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」**

「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」
とは、技能実習の継続が不可能となった場合の報告を怠り、あるいは、団体要件省令に規定する監理団体が不正行為を行ったときの地方入国管理局への報告を怠った場合や、同じく団体要件省令に規定する監査、相談体制構築等の措置を講じていなかった場合である。

【事例】 監理団体が、約1年9か月間に渡り、地方入国管理局に報告していた監査のうち8割以上の監査について、実習実施機関を訪問していないなど、実際には監査を行っていなかったことが判明した。

○ **不法就労者の雇用等**

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 製本業を営む実習実施機関は、約5か月間に渡り、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金20万円が確定した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 監理団体からの報告により、建設業を営む実習実施機関の代表者が、技能実習中、作業ミスを指導する過程において、技能実習生を叱責しつつ、プラスチック製のケースを用いてその身体を殴打していたことが判明した。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関が、「鉄筋施工」及び「型枠施工」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、空間線量の測定、表土のはぎ取り等の除染作業に従事させていたことが判明した。